

# 委任状

(代理人)

住所 長野県松本市大字神林 1484 番地 1

氏名 井上治夫

私は、上記の者に対し、以下の被相続人の相続に係る次の権限を委任する。

- 1 法定相続情報一覧図を作成すること
- 2 法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出をすること  
(希望する法定相続情報一覧図の写しの交付通数 通)
- 3 法定相続情報一覧図の写し及び返却される添付書面を受領すること
- 4 上記 1 から 3 までのほか、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出に関して必要な一切の権限

被相続人の最後の住所（又は本籍）

被相続人の氏名

死亡年月日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

(委任者)

住所

氏名

印

# 委任状

(代理人)

住所 ○県○市○町○番地

氏名 登記 進

代理人となる方(※)の住所・氏名を記載

※法定相続情報証明制度の委任による代理は、①申出人の親族  
又は②資格者(弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社  
会保険労務士・弁理士・海事代理士・行政書士)に限られます。

私は、上記の者に対し、以下の被相続人の相続に係る次の権限を委任する。

- 1 法定相続情報一覧図を作成すること
- 2 法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出をすること  
(希望する法定相続情報一覧図の写しの交付通数 通)
- 3 法定相続情報一覧図の写し及び返却される添付書面を受領すること
- 4 上記1から3までのほか、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの  
交付の申出に関して必要な一切の権限

被相続人の最後の住所 (又は本籍)

○県○市○町○番地

被相続人の氏名

法務 太郎

死亡年月日

令和○年○月○日

亡くなられた方(被相続人)の最後の住所  
(又は本籍)・氏名・死亡年月日を記載

令和○○年○月○日

(委任者)

住所 ○県○市○町○番地

氏名 法務 花子

印

委任日、委任者である相続人の住所・氏  
名を記載し、押印(認印で可)

法定相続情報一覧図の写し交付申出  
委託業務約款

第1条(委託者)

本ホームページ(URL sozokuzu.com)に掲載された委任状の記入者を委託者(以下、「甲」とする。

第2条(受託者)

受託者(以下、「乙」)およびその所在地、連絡先は以下の通りである。

行政書士:井上治夫

行政書士井上治夫事務所

〒390-1243 長野県松本市神林1484

-1

電話(事務所)0263-88-4002(FAX)

0263-58-8977(携帯)090-3565-7912

E-mail daniel.331111@gmail.com

第3条(委託業務契約成立)

甲が、第1条の委任状を記入し、乙に郵送し、当該委任状が乙に到達したときに、本件委託業務契約は成立するものとする。

二 前項の規定に関わらず、甲が法定相続人ではないことが判明したときは、本件委託業務は無効となる。ただし、乙はすでに支出した経費および第6条に規定する違約金を甲に請求できるものとする。

三 前項の場合において、乙はすでに収集した資料等は破棄処分するものとする。

第4条(委託業務の範囲)

本件委託業務は次の各号の通りである。

- ① 被相続人にかかる法定相続情報一覧図作成に必要な戸籍謄本、原戸籍、住民票の除票、その他の書類(以下、「必要書類等」)の収集代行
- ② 法定相続情報一覧図の作成
- ③ 法定相続情報一覧図の保管および一覧図の写しの交付の申出をすること
- ④ 法定相続情報一覧図の写しおよび返却される添付書類を受領すること
- ⑤ 上記①から④までの他、法定相続情報一覧図の保管および一覧図の写しの交付の申出に関して必要な一切のこと。

第5条(報酬および費用)

本件委託業務の報酬および費用は次の通りである。(以下、税抜きの金額)

- ① 法定相続一覧図作成費 :

10,000円

- ② 必要書類等収集代行手数料:1部につき500円

- ③ 必要書類等の発行手数料 :各区市町村の料金規定による

- ④ 代引き手数料 :代引き業者の料金規定による。

なお、法定相続情報一覧図の写しの申立の手数料は無料とする。

第6条(違約金等)

第3条第2項の違約金は5万円とし、乙は甲の請求にしたがって、遅滞なく当該必要書類等の実費および違約金を甲の指定する金融機関に振り込むものとする。

第7条(対象外)

法定相続人に外国人(外国に帰化した元日本人を含む)がいる場合は、当該外国人の身分関係を証する書類の収集は本件委託業務の対象外とする。

二 前項の場合において、乙は収集した範囲における相続関係説明図を法定相続情報一覧図に換えて作成し、収集した必要書類等と共に甲に納品するものとする。この場合において、報酬および費用は第5条の規定を準用する。

第8条(納品と支払い)

甲は、法定相続一覧図の写しおよび必要書類等を郵送によって乙も納品するものとし、支払いは、代引きによるものとする。

第9条(問題解決)

本契約の履行において問題が発生した場合には、甲および乙は信義に従い誠実にそれを解決するものとする。

第10条(特約事項)

特約事項を設けるときは、甲乙間において電話・メール・LINE等により別途合意をし、当該合意事項を書面にするものとする。

二 乙が甲に、遺産分割協議書の作成および相続手続きを依頼するときも同様とする。その場合において、報酬等については別途、甲乙間で合意をするものとする。